3．経過的長期給付積立金の当初額

改正後の財会省令附則第３条により、改正前の財会省令第19条に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条の規定により厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、改正後の財会省令附則第５項に規定する経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなされます。

4．長期給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、改正前の事業団法第35条第３項及び、改正前の財会省令第19条の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、長期給付積立金として計上して整理しております。

5．厚生年金保険給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項、財会省令第19条及び附則第４項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、厚生年金給付積立金として計上して整理することとします。

6．経過的長期給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項、財会省令第19条及び附則第５項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、経過的長期給付積立金として計上して整理することとします。

7．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

8．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	厚生年金勘定における短期勘定からの掛金等未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
投資不動産	厚生年金勘定で保有する医療施設等の土地
長期貸付金	厚生年金勘定から他勘定へ貸付した資金
掛金等振替未払金	厚生年金勘定における保健経理及び共済業務勘定分の掛金の未払分
子ども・子育て拠出金預り金	厚生年金勘定を通じて厚生労働省へ納付する学校法人からの預り金
厚生年金保険給付積立金	厚生年金勘定の厚生年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
経過的長期給付積立金	厚生年金勘定の職域年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
退職給付	退職後・老後の生活の安定のため、国民年金の基礎年金の上乗せとして支給される給付
障害給付	加入者が加入者である間の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失または減少を補うために支給される給付
遺族給付	加入者または加入者であった者が死亡したときに、その者の遺族の生活の安定のために支給される給付
恩給財団給付	私学共済成立（昭和29年１月１日）前の私学恩給財団寄付行為実施規程による、退職を事由とした年金およびその年金を受けるものが死亡した場合に遺族に支払われる一時扶助金
基礎年金拠出金	基礎年金制度を運営するため、被用者年金各制度がそれぞれの第２号被保険者および第３号被保険者の合計数に応じて按分負担する費用
厚生年金拠出金	厚生年金制度を運営するため、各実施機関から拠出する費用
年金保険者拠出金	被用者年金制度の再編成の第一段階として、平成９年４月に旧公共企業体の共済組合（ＪＲ共済、ＪＴ共済、ＮＴＴ共済）が厚生年金に統合した際に、厚生年金が過大負担を負うことのないよう、被用者年金制度が一定のルールに従って行っている財政支援
事業費国庫補助金収益	国から年金給付事業を行う厚生年金勘定に対して交付される補助金
都道府県補助金収益	都道府県から私学事業団の共済業務にかかる厚生年金給付事業に要する費用について交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

1．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金及び公社債等に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金及び預金	199,263,997,571	199,263,997,571	—
⑵有価証券	20,400,000,000	20,400,000,000	—
⑶長期性預金	3,171,170,791,076	3,599,489,956,330	428,319,165,254

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券

有価証券はすべて譲渡性預金であり短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期性預金

長期性預金の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

Ⅳ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、遡及資格異動に伴う掛金還付により368,996円、都道府県補助金の精算等により223,243円を計上し、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収等により92,350,593円を計上しております。